

2025 年 12 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF） 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2025 年 12 月 1 日及び 2 日に英国（ロンドン）にて開催された¹。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2025 年 12 月 ASAF 会議出席メンバー

（ASAF メンバー）

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）	Helena Simkova 他
企業会計基準委員会（ASBJ）	川西委員長、矢野常勤委員
中国財政部会計司（MOF-ARD）	Jie Xue
オーストラリア会計基準審議会（AASB）及びニュージーランド報告審議会（XPB）	Keith Kendall、 Carolyn Cordery
サウジ勅許職業会計士協会（SOCPA）	Gihad Alamri
エフラグ（EFRAG）	Sebastián Harushimana 他
フランス国家会計基準局（ANC）	Robert Ophèle 他
ドイツ会計基準委員会（DRSC）	Sven Morich
イタリア会計基準設定主体（OIC）	Elbano De Nuccio 他
英国エンドースメント審議会（UKEB）	Paul Lee 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）	Carlos Valle 他
カナダ会計基準審議会（AcSB）	Armand Capiscioltto 他
米国財務会計基準審議会（FASB）	Hillary Salo 他

（IASB 参加者）

Andreas Barckow 議長（ASAF の議長）、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

¹ 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。

2025 年 12 月 ASAF 会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
引当金一時的を絞った改善	90 分	75 分	3
償却原価測定	60 分	70 分	8
無形資産	90 分	90 分	13
キャッシュ・フロー計算書に関する UKEB のプロジェクト	45 分	55 分	19
キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	60 分	50 分	22
企業結合－開示、のれん及び減損	90 分	85 分	27
IASB の優先度決定フレームワーク	45 分	45 分	35
共通支配下の企業結合に関する OIC のプロジェクト	45 分	30 分	38
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15 分	10 分	41

今後の日程(予定)

2026 年 3 月 30 日及び 31 日（ロンドン）

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか ASAF 対応専門委員会、金融商品専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

II. 引当金一的を絞った改善

議題の概要

3. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 11 月 12 日に IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）の修正を提案する公開草案「引当金一的を絞った改善（IAS 第 37 号の修正案）」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表しており、2025 年 3 月 12 日を期限としてコメント・レターを受け付けていた。IASB では現在、本公開草案に寄せられたフィードバックへの対応の議論を進めている。
4. 本セッションでは、賦課金に関する適用上の要求事項の考えられるアイデアについて ASAF メンバーから意見を求められた。また、2025 年 9 月に開催された IASB ボード会議における暫定決定の内容について ASAF メンバーからのコメント及び質問が求められた。
5. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) 「賦課金」に関する適用上の要求事項の考えられるアイデア—賦課金対象年度より前に取られた行動の取扱い
 - ① アジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）1A の第 42 項から第 56 項に掲げられたアイデアについて、質問やコメントはあるか。
 - ② 賦課金対象年度より前に取られた行動について、適用上の要求事項のその他のアイデアはあるか。
 - (2) 「賦課金」に関する適用上の要求事項の考えられるアイデア—「賦課金」に関する適用上の要求事項についてのその他の事項
 - ① AP1A の第 57 項の表に掲げられたアイデアについて、質問やコメントはあるか。
 - ② 賦課金の適用上の要求事項で他に盛り込みたい事項はあるか。
 - (3) 割引率に関する直近の暫定決定の内容

AP1C で掲げられた 2025 年 9 月度 IASB ボード会議における暫定決定について、質問やコメントはあるか。

ASAF 会議での議論の概要

6. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(賦課金に関する適用上の要求事項)

プロジェクトの進め方に関する全般的な意見

- (1) 賦課金に関する新しいモデルを明確かつ簡潔なものとするアプローチを強く支持する。今回、IASB スタッフが提案したモデルは複雑であり、既存の IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」（以下「IFRIC 第 21 号」という。）よりも優れているとは思えない。
(ASBJ)
- (2) 我々の法域では、IAS 第 37 号の枠組みの中で賦課金に関する適用上の要求事項を開発する方針は支持されていない。IAS 第 37 号は既に複雑な領域となっているが、賦課金を IAS 第 37 号の枠組みの中で取り扱う場合、さらに複雑化する懸念がある。IFRIC 第 21 号は好ましい規定ではないものの、利害関係者の間で理解されており、これを残すべきである。
- (3) 提案されている改正後の IAS 第 37 号の原則に基づいて賦課金の適用上の要求事項を開発するアプローチでは、既存の問題に対処できない可能性がある。賦課金の一部は非互惠的取引であり、そのような取引を想定していない引当金の会計基準に事後的に組み込むことでは機能しないと考えられる。
- (4) 非互惠的取引に関する新たなプロジェクトを開始することは、我々の法域で大きく支持されている。
- (5) ((2)の発言に関して) IFRIC 第 21 号が IAS 第 37 号の解釈指針であるならば、IAS 第 37 号を改正することは、IFRIC 第 21 号を廃止することに繋がるのではないか。その観点からも、IFRIC 第 21 号を維持したまま IAS 第 37 号の改正を進めることが現実的に実行可能なのか疑問が残る。
- (6) ((5)の発言に関して) 引当金の会計基準と非互惠的取引の会計基準の両方を開発することが理想的であることは理解しているが、これらの問題に対処しようとする、意図した以上の複雑さが生じる懸念がある。また、IASB のリソース配分の問題もある。IFRIC 第 21 号に賛成する訳ではないが、当面の間、引当金の会計基準の範囲外となる解決策が得られるまでは IFRIC 第 21 号を維持してほしいというのが我々の法域で聞かれた意見である。
- (7) ((6)の発言に関して) リソースの観点からも、賦課金の問題については、優先的に解決しなければいけない問題なのかどうかを考える必要がある。(IASB Barckow 議

長、IASB 理事)

- (8) 我々の法域では、意見を寄せたすべての回答者が、IASB スタッフが提案したモデルは複雑であると述べている。賦課金の適用上の要求事項については、IAS 第 37 号とは別の文書として開発することを支持する。IAS 第 37 号の一般的な要求事項は変更せず、賦課金以外の事実パターンに意図しない結果をもたらさないようにすることが重要と考える。
- (9) 過去の事象という条件について、適用指針を追加すればするほど、複雑さが増すと考えられる。IFRIC 第 21 号に関するプロジェクトを別途集中的に進めることで、存在する多様な取決めに対応することができると考える。
- (10) 賦課金の制度は多様であり、政府が賦課金を課す際に会計処理について考慮しないため、それらを分類することは困難である。
- (11) IFRS 会計基準が適用される法域における賦課金は非常に多様であるため、特定の枠組みに当てはめようとしたり具体例を示そうとしたりすると、多くの問題を生み出す結果となる可能性が高いと考える。そのため、例示を拡張するよりも、原則を重視して改善を図る方が望ましいと考える。
- (12) 政府は状況によってはより大きな権限を持ち、事実パターンを状況に応じて修正する可能性もあるため、政府との取引は他の取引とは異なる性質を持つ可能性がある。互恵的取引と非互恵的取引の違いは何かということについて、より深く理解することが本プロジェクトの進展に寄与することになるだろう。
- (13) IAS 第 37 号に賦課金の適用上の要求事項を含めることを支持する。
- (14) IAS 第 37 号に賦課金の適用上の要求事項を含める場合、賦課金に関する独自のセクションを設けることが解決案として考えられる。

賦課金対象年度より前に取られた行動の取扱いに関する IASB スタッフのアイデア

- (15) 賦課金対象年度 (levy year) という概念について課題があると認識している。賦課金対象年度は常に明確に決定できるとは限らず、場合によっては非常に主観的なものになり得ると考えられる。また、政策目的の観点に基づいて会計処理することにも懸念がある。政策目的が明確な場合もあれば、事務的な観点から賦課金が課され、本来は時の経過に応じて認識することを意図していたにもかかわらず、単に税金や賦課金の徴収を容易にするために一時点で認識される場合もある。これらについての判断を

企業が行うことは非常に困難であると考える。(ASBJ)

- (16) 賦課金対象年度を特定しようとする試みについて、我々の地域では懸念する意見が聞かれた。賦課金対象年度を特定することは非常に困難であり、原則やガイダンスに従ってもすべてのケースで機能するとは限らないと考える。
- (17) 我々の地域では、賦課金対象期間より前の行動を引当金の認識タイミングを決定する行動から除外するというアイデアは大きく支持されている。
- (18) 賦課金対象年度より前に取られた行動の取扱いに関する IASB スタッフのアイデアのうち、方法 2 (賦課金対象年度より前に取られた一部の行動を無視する) を支持する。
- (19) 方法 1 (賦課金対象年度より前に取られたすべての行動を無視する) は、簡素化の観点からは魅力的に見えるものの、義務の特定に関与する行為を意図せず除外してしまう可能性があると考える。
- (20) AP1A 第 32 項及び第 33 項で示されているような課税を意図する活動そのものに焦点を当てるアプローチは、原則に基づいたアプローチであり支持できる。しかしながら、これを一般的な表現で実現することは容易ではないと考える。
- (21) 課税を意図する行動そのものに焦点を当てる場合、その行動は賦課金の法的定義と一致しない可能性や、ガイダンスに従った会計上の賦課金対象年度と一致しない可能性がある。
- (22) 賦課金の範囲(extent)という新たな概念が何を意味するのか不明確であると考える。

IASB スタッフのその他のアイデア (AP1A 第 57 項)

- (23) 過去の事象という条件の判断方法などについて、要求事項を理解し適用するためのガイダンスを IASB が提供することを支持する。
- (24) 賦課金が経済的資源の「交換」ではないことを明確にすることは、改正後の IAS 第 37 号の趣旨との整合性の観点から重要であると考える。
- (25) 我々の法域の利害関係者からは、AP1A 第 57 項(b)の「移転という条件の明確化」はやや硬直的すぎるのではないかと懸念が聞かれている。例えば、政府機関が企業に免許を付与し、そのための支払が賦課金に該当する場合、その賦課金の支払義務が経済的資源の「移転」であるか「交換」であるかは、専門的判断の対象となり得ると考える。

(26) AP1A 第 57 項(d)に関して、時間の経過に伴って累積する義務なのか一時点で発生する義務なのかをどのように区分するかが重要である。この点、政府がなぜこの賦課金を課すのかに焦点を当てれば答えが見えてくると考えられる。政府は簡素化のために目的と整合しない措置を取ることもあり、政府の目的を解釈するのは困難となる可能性があるので、原則を重視した改善が望ましいと考える。

(27) 我々の地域では、AP1B の設例 4 及び設例 5 について、結論がどのように導かれたのか、賦課金を期間にわたって認識すべきか、それとも特定の一時点で認識すべきか明確ではないとの意見が聞かれた。また、時間の経過とともに取る単一の行動と、個別に考慮する別個の行動とを区別する要因が何かについても明確ではないとの意見が聞かれた。

(割引率—2025 年 9 月の IASB ボード会議の暫定決定)

(28) 割引率に関する 2025 年 9 月の IASB ボード会議の暫定決定を支持する。

(29) 割引率について、不履行リスクの影響についての調整をしないことについては実務上の便法であると理解しており、一般的な割引率の原則に対する例外であることを明確にすべきと考える。

(30) Day 2 における調整を防止するために、引当金について、IFRS 第 3 号「企業結合」(以下「IFRS 第 3 号」という。)の例外規定を設けることを支持する。

(31) IFRS 第 3 号との相互関係について、予想信用損失などの他の項目でも同様の問題が発生すると考えられるため、引当金について例外規定が正当化される根拠を明確にする必要がある。

(32) 現在の IFRS 第 3 号には、Day 1 における調整に関する例外規定が多すぎると考える。原則に対する例外が多すぎる場合、その原則自体を再検討すべきであり、今後のアジェンダ協議において、我々は IFRS 第 3 号の見直しを主張することになるだろう。

III. 償却原価測定

議題の概要

7. 本セッションでは、IASB によって議論されている、「償却原価測定」プロジェクトにおける実効金利の変更及び金融商品の条件変更についての IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の要求事項の潜在的な改善に関する次の点について、ASAF メンバーの意見が見解の具体的な根拠とともに求められた。

(1) 金融資産及び金融負債の実効金利の変更

- ① IFRS 第 9 号 B5. 4. 5 項を適用する実効金利の改定についての IFRS 第 9 号の要求事項を明確化する次の代替案について、提案はあるか。

(ア)代替案 A：IFRS 第 9 号 B5. 4. 5 項を一般的な市場を基礎とする変数に連動する契約上の金利の変動のみに適用する。

(イ)代替案 B：市場金利の動きを反映するすべての変動（一般的な市場を基礎にした変数と借手固有の変数の両方）について実効金利を改定する。

(ウ)代替案 C：契約上規定された変数のすべての変動を反映する契約上の金利のすべての変動について実効金利を改定する。

- ② 償却原価は現在価値又は公正価値に基づく測定ではなく、原価に基づく測定であるが、キャッチアップ調整の認識が実効金利の改定に比べてより有用な情報を提供するのとはどのような場合であると考えるか。

(2) 金融資産及び金融負債の条件変更

- ① AP2 のスライド 23 で説明されている金融資産及び金融負債の条件変更に関する要求事項の潜在的な改善へのスタッフのアプローチに関して、どのような見解を有するか。

- ② 金融資産の条件変更の理由（例えば、信用リスクの悪化なのか、商業上の再交渉なのか）は、金融商品の条件変更が認識の中止につながるかを評価する際に考慮すべき重要な要因であると考えるか。もしそうであれば、この要因を考慮することは予想信用損失に関する要求事項とどのように相互作用すると考えるか。

ASAF 会議での議論の概要

8. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(金融資産及び金融負債の実効金利の変更)

- (1) IASB が本論点を検討することを支持する。(ASBJ 他)
- (2) 作成者は、適用が容易であることから選択肢 C を支持しているものの、概念的には選択肢 C は最善ではないと考える。この点、選択肢 A が最も概念的に正しい案であると考えられるが、市場金利を一般的な市場の見方で捉えるか、借手の観点も含めるかという論点であると考えるならば、選択肢 B を採る余地もあると考える。(ASBJ)
- (3) 償却原価は、原価を基礎とする測定方法であることが重要であり、代替案 A を支持する。実効金利はキャッシュ・フローの変動が広範な市場動向や観察可能な市場変動に起因する場合にのみ改定されるべきであり、当初認識時に予想されておらず、一般的な市場動向を反映していない変化については、キャッチアップ調整が実効金利の改定より有用である。
- (4) 我々の法域のほとんどの銀行や金融機関にとっては、代替案 A が魅力的な選択肢となっている。この論点は、ルールを定めることが必要な領域であると考える。
- (5) 償却原価の適用においては、重要性が関連するものの、この点を会計基準に取り込むのは困難であると考える。また、当論点を明確化する際のコストは主にシステムから生じ、便益は一貫した適用がもたらされることであると考える。当論点を検討するにあたっては、コスト、便益、システムの制約、及び重要性の論点を理解する必要がある。
- (6) 償却原価を、期末残高を示すための測定と考えるのか、期間損益を配分するための測定と考えるのかという点を見定めることによって、金利の変更の計上方法や、その影響を金融商品の残存期間に配分するか否かを決定づけられるため、この点について検討が必要と考える。
- (7) 銀行と一般事業会社では本論点の影響が及ぶ範囲に大きな違いがあると考えするため、留意してほしい。
- (8) 代替案 A を基礎とし、この原則に対して例外を検討する必要があると考える。この点、借手の信用リスクの悪化により契約上の金利が上昇した場合においてキャッチアップ調整を行うことは、直観に反すると考える。また、我々の法域においては、ESG 関連要素は現時点では金融商品の全体のリターンに対して重要性がないものの、この影響についても検討していただきたい。
- (9) 我々の法域では代替案 A と代替案 C で見解が分かれている。また、短期の融資につい

て条件が変更された場合は、既存の金融商品の認識の中止と新たな金融商品の認識を行うことが多いため、金融商品の期間について法域や業種によって異なるか検討してはどうか。

- (10) 我々の地域では、償却原価測定原則を最も適切に表現しているとして、代替案 A に同意するメンバーもいるものの、代替案 A によって実務の不統一が改善するのか疑問に考えている。
- (11) 我々の法域の利害関係者は、コストがかかり、運用が複雑となるキャッチアップ調整を頻繁に生じさせること、特に負債側に適用する場合に説明が困難であることから、代替案 A を支持しておらず、大多数の利害関係者は、将来に向かって金利調整を反映し、キャッチアップ調整を制限することを支持している。ただし、キャッチアップ調整の対象範囲は議論の余地があり、銀行からは、キャッチアップ調整を金利関連以外のキャッシュ・フローの変動に限定すべきであるとし、ESG 指標に関連する調整は将来に向かっての金利調整の対象として反映すべきであるとの見解が聞かれている。一方、他の利害関係者、主に監査人からは、実効金利の調整は、基本的な貸付リスクと整合的な契約要素に対して適用すべきという見解が聞かれている。
- (12) 便益とコストのバランスの観点から、代替案 B の原則を支持する。また、代替案 B が対象とする具体的なシナリオについて、さらなる詳細な調査を推奨する。
- (13) キャッチアップ調整は、契約上の金利の変更が市場の動きと整合しない場合や市場金利の動きと無関係な変更が生じた場合等に正当化されると考える。実効金利の改定は、観察可能なベンチマーク金利の変動が借手の信用リスクに直接関連する偶発的事象によって引き起こされる場合等に適用すべきものと考ええる。
- (14) 財務諸表利用者から得た見解を踏まえると、会計基準自体に欠陥はないとの前提から、小規模な変更が望ましいと考える。概念的には完全ではないものの、単純化する解決策を求めており、代替案 C はそれに沿っているものと考ええる。
- (15) 我々の法域の利用者は将来のキャッシュ・フロー予測に強い関心がある中、キャッチアップ調整が損益計算書のノイズになる点を危惧している。例えば、開示を改善した上で代替案 C を採用すれば、利用者が必要とする情報を提供できると考える。
- (16) 我々の法域では、キャッチアップ調整が行われる事例は限定的であり、利用者はキャッチアップ調整を除外する傾向がある。この点、我々の法域におけるプロジェクトでは、投資家からは、契約上のキャッシュ・フローを知りたいという意見があった。また、我々の法域の会計基準では、キャッチアップ調整を特定の種類の金融商品に限定

しており、このようなアプローチも検討すべきと考える。

(金融資産及び金融負債の条件変更)

- (17) 金融負債に関して実務の不統一があるという点に同意しており、IASB が本論点に取り組むことを支持する。(ASBJ)
- (18) 定性的要因と定量的要因の両方の考慮が必要と考える。定性的要因の考慮を先に行うことにより、すべての条件変更で定量的評価を行う必要が無くなると考える。一方、定性的要因によって 10%テストを反証することは想定していない。(ASBJ)
- (19) 変更の理由によって、金融商品の認識を中止すべきか否かについて差異は生じないと考える。なお、通常、キャッチアップ調整による損益は引当金の変動と相殺されるため、一部の状況では必ずしもキャッチアップ調整を行う必要がないかもしれない。(ASBJ)
- (20) 金融資産と金融負債の間でアプローチを対称化することは、財務諸表の比較可能性と一貫性を高める上で非常に有益であり、実務上の困難に対する適用ガイダンスを提供することで、会計基準の適用における課題を軽減できると考える。
- (21) 資産側では予想信用損失との連動性があるのに対し、負債側にはそれが存在しないため、完全に対称的な結果を得ることは困難であると考ええる。
- (22) 資産と負債の対称的なアプローチに関するガイダンスが有用である。このモデルは減損の影響及び予想信用損失との相互作用を捉えることができるものでなければならないが、それは大きな課題であり今後検討すべき点と考える。
- (23) 定性的な評価をまず行い、その後に 10%テストを適用する方が望ましいと考える。また、10%テストが唯一の決定要因ではないことを明確にすべきである。
- (24) 我々の法域の利害関係者は、両方に適用できる単一の原則は存在し得ないと考えており、金融資産と負債の認識の中止に対する異なるアプローチを選好している。また、反証可能な推定を伴う 10%テストが有用であると考えている。
- (25) 作成者は、条件変更か認識の中止かを判断するために考慮すべき定性的要素がないか検討が必要になるため、定量的な評価に定性的な評価を重ねる形を避けたいとの意見がある。一方、定量的テストの中で既に考慮されている一定の事項、例えば実質的な転換要素の追加や通貨の変更などによる定性的テストは、受け入れられている。

- (26) リボルビング債務に関する明確化がなされると非常に有難い考える。
- (27) 策定した原則を単純な金融商品に適用する中で、解決策についての示唆を得られる可能性があるため、まずは原則を策定し、単純な金融商品でそれを試した後、最後にリボルビング信用枠に取り組み、解決を試みることを推奨する。
- (28) 我々の法域の会計基準においては、金融負債の条件変更について一般的に 10%の閾値を用いるが、リボルビング債務は例外的に貸付可能金額の増減により判断がなされる。
- (29) 条件変更の理由は、当該条件変更の経済的実質に影響を与える可能性があることを考慮すると、定量的指標のみに依存して金融資産の認識を中止するか否かを判断することは、利用者に有用な情報を提供できない可能性がある。したがって、決定的な要因とはならないものの、変更の理由は認識の中止を決定する上で重要であると考え。
- (30) 条件変更の理由に依拠する解決策では、監査及び適用が困難になると考える。契約条件の変更に伴う契約キャッシュ・フローの変更と期待キャッシュ・フローの変更とは必ずしも一致するものではなく、定量的な観点での考慮は期待キャッシュ・フローを用いるべきと考える。
- (31) 我々の地域では、要因ベースのアプローチ及び条件変更の理由を考慮する必要性については、概ね合意が得られた。信用の悪化に伴う条件変更は回収を最大化するために行われるものであり、商業上の再交渉とは異なるため、条件変更の理由は認識の中止を行うかどうかの評価において役割を果たすという提案があった。また、リボルビング信用枠についても検討すべきという意見が多かった。

IV. 無形資産

議題の概要

9. 本セッションの焦点は、IASB の無形資産のプロジェクトにおける初期的な作業の流れの 2 つ目の流れである財務諸表利用者の情報ニーズであるとされ、IASB の関心は、次のことについて ASAF メンバーの法域で聞かれている意見にあるとされている。

- (1) 認識済みの無形資産及び未認識の無形資産並びにそれらに関連する支出に関する財務諸表利用者の情報ニーズ (特に、セクターや無形資産の種類によってそれらのニーズが異なるかどうか、またその差異のあり方)
- (2) 新種の無形資産及びその新たな使用方法に関連する特定の情報ニーズ

10. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

- (1) ASAF メンバーの法域では財務諸表利用者が述べる無形資産についての年次報告書の情報量に、セクター別又は無形資産の種類別に顕著な差異はあるか。もしある場合、財務諸表利用者が最も満足している又はしていないセクター及び無形資産の種類は何か、またその理由は何か。
- (2) 企業が現在提供している情報に関する IASB スタッフの初期的な調査結果は、ASAF メンバーの法域における財務諸表利用者の経験と合致するか。企業の無形資産に関する活動を理解し評価するために必要な情報源はどこか。財務諸表は、現在、財務諸表利用者が必要とする情報を提供するためにどのような役割を果たしているか。
- (3) ASAF メンバーの法域における財務諸表利用者にとって分析を著しく妨げる情報の不足がある場合、無形資産に関して不足している情報は何か。財務諸表利用者は、財務諸表における無形資産 (認識済み及び未認識) に関する情報の有用性を向上させるために IASB は何をできるかについて、提案をしているか。例えば次のようなことができるか。
 - ① より分解された情報 (必要な場合、その理由)
 - ② 利用者がより情報を求めている無形資産に関連する支出及びその理由
 - ③ 財務諸表において不足している企業の価値創出にどのように無形資産が貢献しているかを理解するために必要な他の情報
- (4) 財務諸表に、分析に役に立たない情報、又は財務諸表利用者が無視している情報はるか (例えば、資産化された開発費と研究費の区別は、有益か、役に立たないか、ほ

とんど関心を持たれていないか)。

- (5) ASAF メンバーの法域において企業が提供するクラウド・コンピューティング契約、アジャイルソフトウェア開発、AI、データ資源のような新種の無形資産及びそれらの新しい使用方法に関する情報には、重大な不備を財務諸表利用者は識別しているか。重大な不備がある場合、IASB は財務諸表における新種の無形資産に関する情報の有用性を向上させるために、どのような措置を講じることができるか。

ASAF 会議での議論の概要

11. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(現在の情報源)

全般

- (1) 無形資産に関する情報のほとんどは年次報告書の記述部分において提供され、財務諸表における無形資産に関する情報は限定的であると理解しているため、IASB スタッフの発見事項には反対しない。しかし、特定の情報を年次報告書の記述部分から財務諸表に移動させる可能性を考える場合、どの情報を財務諸表に記載すべきか又は記載すべきではないかを区別する範囲 (Boundary) について慎重に検討する必要がある。
(ASBJ 他)
- (2) 我々の法域又は地域の利用者は、より多くの無形資産を貸借対照表に認識することを求めているわけではない。
- (3) IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」(以下「IFRS 第 18 号」という。)が適用され、研究開発支出に関する情報が分解と集約によって改善することを期待する利用者の意見も聞かれているが、包括的な要求事項によって作成者に必要な情報をすべて提供させるのは非常に難しいため、実行されている各プロジェクトの性質及び範囲に関するより多くの洞察を与えるような情報の開示が重要である。
- (4) 残余となるものを理解するために無形資産プロジェクトと他のプロジェクトとを関連付けることや、経営者の無形資産管理とセグメント報告との関係を理解するために無形資産プロジェクトとセグメント報告とを関連付けることが重要である。

セクター別又は無形資産の種類別の情報量の差異

- (5) 特に、テクノロジーやソフトウェア開発などに携わっている企業について、将来の収

益を創出する能力を利用者が理解するのに役立つ情報が不足している。

- (6) 情報量は、産業だけでなく無形資産の種類によっても異なるのではないか。
- (7) 特定のセクターによる問題は認識していないが、無形資産の種類により実務に不統一が見られる。
- (8) 我々の法域の利用者は、研究開発型の企業が提供する開示に満足していない。
- (9) 製薬業界は利用者にとって有用な多くの情報を提供しているとの意見が聞かれた一方で、製薬企業の株価が規制当局の承認に影響される。これはビジネスモデルに付随する不確実性によると考えられる。他方、デジタル、テクノロジー及び知識集約型の業界は、可能な限り少ない情報しか提供せず、その情報は有用ではない。
- (10) 我々の地域では、セクターによって差異があることは承知しているものの、セクター特有の情報は求めているという声が聞かれた。
- (11) 我々の法域の利害関係者から、財務諸表には、特にセクター固有の指標に関して、十分に詳細な情報が含まれておらず、企業のようなバリューチェーンやセグメント報告との関連性が低いとの声が聞かれた。
- (12) 我々の法域の利用者は、特にクラウド、AI、データ資源など新種の無形資産について、将来どのように価値を創出するかとの関係に関する情報を求めている。
- (13) 財務諸表を分析する際に、セクターごとに異なるアプローチが取られているため、より問題が複雑になっている。
- (14) 我々の法域の利用者からは、セクターや無形資産の種類による特定の懸念は聞かれていない。利用者は、無形資産がどのようにビジネスモデルに価値を付加するかに関するより多くの情報を必要としていると述べている。
- (15) M&A 取引のある企業とない企業とで無形資産に関連する開示に重要な相違があることについては自己創設無形資産の公正価値の開示を認めることが中間的な解決策となる可能性がある。
- (16) 利用者の情報ニーズは、無形資産の種類により異なり、活発に取引されている無形資産については公正価値情報、事業に用いる無形資産については定性的な記述情報の開示が望まれる。また、研究開発費は支出の分解が求められている。
- (17) 製薬業の研究開発費について利用者が求めているのは、プロジェクトごとに分解され

た累積支出の開示である。

- (18) 我々の法域の利害関係者からは、研究開発費については産業によってニーズは異なるという声が聞かれた。研究開発費がプロジェクト別にどのように開示されているのかについて検討してほしいという要望もあった。

無形資産に関する情報源

- (19) 情報源としては、戦略報告書、投資家向けプレゼンテーション指標、特許出願、投資家向け説明会、業界レポート、規制当局への報告などが挙げられた。
- (20) 財務諸表はアンカー・ポイントとして機能するため、財務諸表と他の報告書における記述情報との関連性は非常に重要である。
- (21) 財務諸表は無形資産に関する情報を得るための非常に重要な情報源であり続けているが、記述情報と財務諸表の情報との関係など会計基準の改善を求める声も聞かれている。
- (22) 非上場企業については、財務諸表が入手可能な唯一の情報源であり、したがって、この情報を改善することが特に重要である。
- (23) 無形資産に関する情報の大部分が、財務諸表外からしか得られないため、財務諸表における情報を改善することも必要である。

(情報の有用性の向上)

全般

- (24) 我々は IASB スタッフの分析に同意せず、より分解された情報が無形資産に関連する利用者の情報ニーズを満たすための解決策になるとは考えていない。記述情報は財務諸表において認識された項目を補完するものであるため、認識と測定をまず検討すべきである。将来予測情報に関する利用者の期待と会計基準を適用して財務諸表に含まれる情報との間に期待ギャップがあるが、このギャップは財務諸表において分解情報を要求する又は会計基準を改善することによって埋まるものではないと考える。この点を会計基準の結論の背景又は教育文書で明確にすべきである。(ASBJ)
- (25) 利用者が支出を評価できるように、企業自身が主導して、支出をビジネスモデルに沿った適切な水準まで分解すべきである。
- (26) 我々の法域の利用者からは、資産化規準の開示を求める提案があった。また、企業結

合で取得した無形資産の償却費は分析からは除外しているとの声もあった。さらに、開示が過度に集約され価値のある情報を提供していないとの意見も聞かれた。

(27)我々の法域では、関連性の低い無形資産が集約され誤解を招きかねないとの意見や、将来の便益と関連させるためライフサイクル全体にわたる支出に関する情報を求める意見が聞かれている。

(28)我々の法域では、分解の改善についてのニーズが高い。分解に対する要請は、費用項目だけでなく、収益にも当てはまる。

(29)2017年9月のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定「販売促進活動のために取得した物品」に関連し、将来期間の収益に関連する費用について開示で十分に説明されていないと考える。また、耐用年数の確定可否の規準に関する開示をより充実させる必要がある。

(30)利用者は分解情報を求めており、資産を維持するための支出なのか新製品を開発するための支出なのかなど、支出の概要を理解したいと考えている。

(31)我々の法域では、費用の種類別又はプロジェクト別の研究開発に関するより詳細な情報を求める声が聞かれている。また、企業結合等で取得した無形資産は認識され、内部創設無形資産は認識されないという差異を情報の開示によって解消することを求める声が聞かれている。

(32)利用者ニーズは維持のための支出と成長のための支出を分解にあり、より多くの記述による開示と分解された支出が問題の解決策になり得ると考える。

商業上の機密

(33)商業上の機密について、情報の分解を行うことが競争上の不利につながり得るといった懸念を持っている。

(新種の無形資産及びそれらの新しい使用方法に関する情報の重大な不備)

(34)既存のIAS第38号「無形資産」(以下「IAS第38号」という。)は、IAS第38号が開発された当時に存在していた、物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産という共通した性質に焦点を当てている。これは、新種の無形資産やそれらの新しい使用方法については、現在の会計基準に重大な不備があると合理的に想定されることを意味しており、そのような資産に関する情報の有用性を向上させるために、IASBは原則ベースで会計基準を更新すべきである。会計基準としては、新種の無形資産やそれらの新

しい使用方法を対象にするとともに、将来新たに出現するその他の種類の無形資産にも対応できる柔軟性を備える必要がある。我々は、IASB が既存の IFRS 会計基準を新種の無形資産やそれらの新しい使用方法にどのように適用し得るかを分析することから始めて、会計基準を改善するアプローチを検討することを提案する。すなわち、まずはデジタル化された無形資産に限定し、その後に無形資産の会計基準を更新するということである。(ASBJ)

(35) 我々の法域では、新種の無形資産としてカーボン・クレジットが挙げられ、また、費用計上又は資産計上の判断と分類について透明性を求める意見が聞かれた。

(36) 様々な新種の無形資産を考える方向に進んでしまうと、原則主義よりも細則主義に傾いてしまう危険があると考えている。

(37) 新種の無形資産がどのようにバリューチェーンの中で利用されているか、データに対して企業がどの程度の支配を有しているか、そのデータを顧客との関係においてどのように活用しているかといった点に関心が向けられていた。

(38) 我々の地域で最も重要なテーマはアジャイルソフトウェアであり、資産計上の方針や判断についての情報が不十分であるため、IASB によってガイドライン等が公表されれば非常に有用である。

(39) 新種の無形資産について開示が不十分であり、我々の法域の利用者は何らかの開示を強く求めている。また、価値創出について、利用者は維持のための支出と成長のための支出を区別するのに苦労している。

(40) 新種の無形資産について、我々の法域ではソフトウェアコストと暗号資産のような種類ごとに異なるアプローチをとってきている。必ずしも画一的に適用したのではなく、利害関係者からのフィードバックに基づいて対応してきた。

(41) 我々の地域では、アジャイルソフトウェアについては、会計単位の識別及び開発局面が極めて重要であるとの声が聞かれた。

(42) 近年の重要性の高まりと固有の特徴を踏まえ、無形資産プロジェクトにデータ資源を含めることを提案する。

V. キャッシュ・フロー計算書に関する UKEB のプロジェクト

議題の概要

12. 本セッションでは、英国エンドースメント審議会（UKEB）からキャッシュ・フロー計算書に関するプロジェクトのリサーチ結果が共有され、ASAF メンバーに意見が求められた。
13. リサーチ結果では、英国の利害関係者は、キャッシュ・フロー（及び非資金）情報の報告を拡張するための目的を絞った改善の機会があると考えているとされ、利害関係者が識別した具体的な機会として次の内容が示された。
 - (1) 包括的（overarching）な原則を導入することによる基本財務諸表間の統一性（cohesiveness）の改善
 - (2) 基本財務諸表で開示される金額に関連する補足的な考え得る開示
 - ① 相互参照による有用性の向上
 - ② 純債務の調整表の記載
 - ③ 非 GAAP 指標の表示
 - ④ 例外的な項目、非経常的及び（又は）稀に経常的な項目
 - ⑤ 運転資本の変動に関する注記
 - ⑥ 関連する非資金情報（非資金項目及び非資金取引の両方）に関する情報の拡充
 - (3) IFRS 会計基準書間の相互のつながりを強化することによるキャッシュ・フロー計算書の重要性を向上させること
14. また、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第7号」という。）において、金融負債の変動に関する詳細情報の提供義務の延長として、純債務の調整表の義務付けを要求することを検討するよう IASB に提案するとされていた。
15. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) UKEB のリサーチ結果についてコメントはあるか。
 - (2) UKEB のリサーチ結果に共感するか。
 - (3) ASAF メンバーの法域においてリサーチ結果と矛盾する重要な調査結果があるか。

ASAF 会議での議論の概要

16. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（統一性（cohesiveness））

- (1) 基本財務諸表間の「統一性（cohesiveness）」とは、キャッシュ・フロー計算書とその他の基本財務諸表における科目を統一することを指しているのか、基本財務諸表全体としての統一性を指しているのかを確認したい。（ASBJ）
- (2) （(1)の発言に関して）基本財務諸表間の統一性とは、両方の側面である。
- (3) FASB との財務諸表の表示に関する共同プロジェクトにおいて「統一性（cohesiveness）」という用語が用いられていたが中止になったという歴史的な背景から、この用語に懸念がある。「関連性（linkage）」という用語を使用することも考えられる。（IASB Barckow 議長及び IASB スタッフ）
- (4) （(3)の発言に関して）我々が議論する必要性を感じる内容を表現する手段として用いているだけであり、より良い表現があればそれを採用する。

（純債務に関する調整表）

- (5) UKEB の純債務に関する最新のレポートによると純債務を開示している日本企業は少ないが、その理由を確認したい。また、財務諸表から純債務の全体的な水準を算出することは可能であると考えられる。それでも純債務に関する開示を求める目的及び必要性を教えてください。（ASBJ）
- (6) （(5)の発言に関して）純債務に関して、日本企業においては一般的ではなかったが、その理由は不明である。
- (7) リースに関するキャッシュ・フローの分類に関して、どのような場合に運転資本に該当するのか、又は純債務に該当するのかを検討すべきである。付録Bの純債務の調整表では、これらが区別されていないように見えるが、検討が必要である。
- (8) （(7)の発言に関して）リースは実質的に債務であるとの懸念があるために示したものである。この点に関する情報を得たいと考えている。
- (9) 我々の法域において、純債務はキャッシュ・フロー関連の主要な業績指標として用いられているが、純債務の定義を求める代わりに、我々の法域の利用者は、MPM をキャッシュ・フローについて拡張することを求めている。IFRS 第18号を開発する際に定義できなかったと理解しており、定義できるかどうか懸念がある。

(非資金情報)

- (10) 付録 E で示されている非資金取引に関する単一の注記の開示例の形式について、財務諸表利用者からフィードバックを得ているか確認したい。
- (11) ((10)の発言に関して) 付録の事例のすべてを我々の法域の投資家諮問グループに提示したとは言えないが、こうした方向性での開示に対する関心は存在する。
- (12) 提案されている開示事項の多数は過剰であり、キャッシュ・フロー計算書の改善に必要な範囲を超えていると考える。例えば、非資金情報の拡充に懸念がある。

(金融機関のキャッシュ・フロー計算書)

- (13) 我々の地域の銀行及び保険会社は、IASB が金融機関の課題に取り組む前に行う変更について免除されることを期待している。この点について、英国の銀行及び保険会社の意見を教えていただきたい。
- (14) ((13)の発言に関して) 我々は、金融機関のキャッシュ・フロー計算書には意義がなく、投資家に価値を与えないという見解である。

(セグメント別キャッシュ・フロー)

- (15) 我々の法域では、セグメント別キャッシュ・フローを利用者が強く求めているが、UKEB のリサーチにおいても利用者が強く求めているかを教えていただきたい。
- (16) ((15)の発言に関して) 我々の法域の投資家には、セグメント別キャッシュ・フローよりも他に優先度の高い分野があると理解している。

(UKEB のリサーチ結果に同意するとの意見)

- (17) 我々の法域においても、(純債務に関してはそれほど多くはないが、) 統一性及び運転資本の変動について同様のフィードバックを得ている。回答者(特に投資家)はフリー・キャッシュ・フローの改善を強く要望しているため、我々の法域においても主要業績指標(KPI)に関する検討を進めている。
- (18) 我々の地域のメンバーは、全般的にリサーチ結果に同意している。同様の問題が各法域において生じているとし、財務諸表全体でより統一性があり関連性のある情報の必要性、特に非資金取引と純債務に関するより体系化された開示の必要性を強調している。また、少数のメンバーは純債務情報に関する改善の重要性を主張し、調整表の義務付けについて検討することを支持している。

VI. キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

議題の概要

17. 本セッションでは、キャッシュ・フロー指標についての情報の透明性の改善に関するアップデートが提供されるとともに、財務諸表における非資金取引及びその他の非資金変動に関する情報の改善に対する IASB スタッフのアプローチについて、ASAF メンバーの意見が求められた。

18. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) 経営者が定義した業績指標（以下「MPM」という。）の開示要求の拡張

- ① IFRS 第 18 号の MPM に関する要求事項をキャッシュ・フロー指標にも適用するよう拡張するために議論されたアプローチについて、コメント又は質問はあるか。
- ② IFRS 第 18 号の MPM に関する要求事項をキャッシュ・フロー指標にも適用するよう拡張する場合、見落としている事項又は検討することが重要であると考ええる事項はあるか。

(2) 非資金取引及びその他の残高変動に対するアプローチ

- ① AP5 スライド 14 から 16 に列挙した非資金取引に関する開示情報の内容及び場所、運転資本の構成要素となる資産及び負債のその他の非資金変動に関する情報の開示及び財務活動から生じた負債の変動に関する開示情報に関して考え得る要求事項について、質問又はコメントはあるか。解決することが特に困難と考える事項及びその理由
- ② 考え得る要求事項を開発する場合、AP5 スライド 14 から 16 では識別されていないが、検討することが重要であると考ええる事項の有無
- ③ ASAF メンバーの法域における、現在から 2026 年第 1 四半期までにこれらの事項について IASB と協議する意思がありかつ可能である企業及び投資家（又はそのようなグループ）の識別可能性

ASAF 会議での議論の概要

19. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(MPM に関する要求事項の拡張について)

- (1) IFRS 第 18 号における MPM の開示要求をキャッシュ・フロー指標に拡大することを支持する。(ASBJ 他)
- (2) キャッシュ・フロー指標は、キャッシュ・フロー計算書と損益計算書の両方の合計又は小計を用いて調整される可能性があると考えられる。そのような指標も、MPM に該当するような定義とする必要があると考えられることから、定義に関する IASB スタッフの提案に同意する。MPM の開示目的及び具体的な開示要求をキャッシュ・フロー指標に拡大するが、法人所得税及び非支配株主持分に関する開示要求については拡張しないとの暫定決定に同意する。ただし、キャッシュ・フロー指標の調整表における基準点となるような新たなキャッシュ・フローの小計を定めることについては、その必要性が理解できないため、同意しない。(ASBJ)
- (3) 我々の法域においては、キャッシュ・フロー計算書と IFRS 第 18 号の整合性に関する重大な懸念があり、本プロジェクトを進めることを強く支持する利害関係者と、本プロジェクトを進めるよりも IFRS 第 18 号を定着させるべきであると考える利害関係者が存在する。IFRS 第 18 号を定着させるべきであると考える利害関係者は、IFRS 第 18 号に関連する不整合が表面化する可能性もあることからキャッシュ・フロー計算書について断片的に対応するよりも一括して解決することが望ましいと考えている。
- (4) ((3)の発言に関して)本プロジェクトを進めるよりも IFRS 第 18 号を定着させるべきという意見を支持する。
- (5) ((3)及び(4)の発言に関して)本プロジェクトは初期段階であり、2030 年以降の適用を見据えている。IFRS 第 18 号の定着を待つことによって本プロジェクトが大幅に遅延する懸念がある。(IASB 理事)
- (6) MPM の調整表に関する要求事項は、不必要な複雑さを避けるため、明確かつ実用的であると同時に、各業界で使用される多様なキャッシュ・フロー指標に対応できる柔軟性が必要である。
- (7) 我々の地域の一部のメンバーは、作成者に対してより多くの具体例や明確なガイダンスを提供することが必要であると主張している。また、極少数のメンバーは、銀行業などではキャッシュ・フロー計算書は有用性が低いと考えられることからコストと便益を比較した慎重な検討を行うことを求めている。加えて、MPM よりもキャッシュ・フロー計算書の科目の分解の改善を優先することや IFRS 第 18 号の適用時期を考慮

し全体的な導入負担について IASB が検討するよう求めている。

- (8) キャッシュ・フロー指標に IFRS 第 18 号の MPM に関する要求事項を拡張する改正が IFRS 第 18 号で行われた場合、銀行や保険会社等の金融機関に大きな影響があると考えられる。このため、金融機関固有の問題を解決するか、又はすべての関係者から受け入れられる容易に改善が可能なものから着手することが考えられる。
- (9) 金融機関について、開示に関する範囲の見直しを検討すべきである。
- (10) ((8)及び(9)の発言に関して) MPM の要求事項をどのように会計基準に組み込むかはまだ議論していないが、IFRS 第 18 号ではなく IAS 第 7 号の後継基準に組み込むことも可能である。(IASB Barckow 議長)
- (11) ((8)及び(9)の発言に関して) 本プロジェクトでは 5 つの項目を検討した後、それらの金融機関への対応を検討する予定である。したがって、金融機関への対応を検討する前に IFRS 第 18 号にキャッシュ・フロー計算書に関する MPM の要求事項が拡大し、適用されることはない。(IASB スタッフ)

(非資金取引及びその他の残高変動への対応について)

非資金取引に関して企業が開示する情報の内容及び記載場所を定めることについて

- (12) 非資金取引に関する情報は、現行の会計基準に基づき実務において開示されているため、非資金取引に関して開示する情報の内容及び記載場所を定める新たな要求事項を設ける場合、重複する情報の開示を求めることになると考えられる。このため、IASB スタッフの提案には同意しない。非資金取引に関連する注記に参照を付すことを求めることが考えられる。(ASBJ)
- (13) 非資金取引に関する情報の改善について、同意する。
- (14) 非資金変動に関する完全な調整表は、作成者に過大なコストが生じ、便益を上回らない可能性があることから、明確なガイダンス、例及びテンプレートが必要である。また、開示が過度に細分化されることを懸念し、より体系化された集約したアプローチを提案するメンバーや非資金取引に関する情報は必ずしも財務活動から生じた負債の変動に組み合わせるべきではないと主張するメンバーがいた。
- (15) 利用者の情報ニーズと作成者のコストとのバランスを検討することを提案する。
- (16) 我々の地域のメンバーは、非資金取引は、実際に資金変動を伴う取引ではないことか

らキャッシュ・フロー計算書に表示するのではなく、注記することを支持している。

- (17) 資金と非資金の変動を区別し調整表の構造を改善することによって、直接又は間接的にキャッシュ・フロー計算書と関連付けを行うことが有用であると考えられる。また、これにより、非資金取引を資金取引であるかのように開示することを回避できる点も重要であると考えられる。しかし、リバース・ファクタリング契約について、企業の代理人として行動する第三者のキャッシュ・フローは実質的に企業のキャッシュ・フローであるため、キャッシュ・フロー計算書に記載すべきであると考えられる。
- (18) ((16)及び(17)の発言に関して) 非資金取引に現金を介在させない場合、営業キャッシュ・フロー及び小計に反映されないことに懸念がないか質問したい。(IASB 理事)
- (19) ((18)の発言に関して) 懸念はあるが、非資金取引は注記にその内容を記載すべきという見解が我々の地域の利害関係者の主要な意見である。キャッシュ・フロー計算書において非資金取引は表示されないが、注記により利用者は情報を得ることができると考えられる。
- (20) ((18)の発言に関して) キャッシュ・フロー計算書に記載される取引の基本原則は、その取引が実質的に企業による取引であることと考えられる。
- (21) キャッシュ・フロー計算書に非資金取引を表示せずに注記する場合、注記には調整表が開示されるはずであり、課題解決につながる可能性が高いと考えられる。一方で、暗号資産やリバース・ファクタリング契約については、さらなる検討が必要であると考えられる。(IASB Barckow 議長)

運転資本の構成要素となる資産及び負債のその他の非資金変動に関する情報の開示について

- (22) 運転資本は業界や企業によって異なるため、会計基準で運転資本を定義することは困難であると考えられる。(ASBJ 他)
- (23) 複数の業種を営む連結グループにとって、何を運転資本と考えるのかは、さらに複雑であると考えられる。また、多数の企業がサプライヤー・ファイナンス契約を利用している現状において、会計基準で運転資本を定義する意義があるか疑問である。(ASBJ)
- (24) 利用者からは常に運転資本の変動を理解したいとの意見が聞かれているが、作成者からは現行のシステムでは利用者が期待する細分化を実現できないという意見が寄せられている。コストと便益を踏まえて、利用者が要求する細分化レベルを実現できる

か不明である。

財務活動から生じた負債の変動に関する開示情報について

- (25) 財政状態計算書とキャッシュ・フロー計算書における科目を整合させることで十分な情報が得られることから、財務活動から生じた負債の変動情報の開示についての追加の要求事項は不要であると考えられる。(ASBJ)

VII. 企業結合—開示、のれん及び減損

議題の概要

20. IASB は、2024 年 3 月に公開草案「企業結合—開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」（コメント期限：2024 年 7 月 15 日）（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表し、現在は本公開草案に対するコメントを踏まえた再審議を行っている。本セッションでは、企業結合の業績及び期待されるシナジーに関する情報を含むさまざまなトピックに関する代替的アプローチを検討するために、ASAF メンバーからの意見を求められた。

21. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) 企業結合の業績が目標を満たしつつあるかについての記述

企業結合の実際の業績が目標を満たしつつある又は満たしているかどうかの記述の便益は、その開示を要求するコストを上回るか。

回答の理由を説明されたい。我々は、この記述が利用者にとってどのように有用か、監査人にとってどれほど検証が困難かに関するフィードバックに特に関心がある。

(2) 期待されるシナジーに関する情報を開示する対象の企業結合

① 企業が期待されるシナジーに関する情報を開示する対象は、のれんを認識した企業結合に限定することでよい。我々は、のれんの認識に至らない企業結合に対して、どのくらいの頻度でシナジーを期待するかについてのフィードバックに関心がある。

② 期待されるシナジーに関する情報の開示を、重要性のある企業結合のすべてに求めるべきか、それとも、戦略的な企業結合に限定することでよい。

③ 期待されるシナジーに関する情報について、個別に重要性のない企業結合に関して合算して開示を要求すべきか。合算された情報に含める企業結合は、企業結合の価格に合意した際に当該情報を考慮した企業結合に限定する。

回答の理由を説明されたい。我々は、これらの情報が利用者にとってどのように有用かに関するフィードバックに関心がある。

(3) 業績及び期待されるシナジーに関する情報の作成基礎

次について、作成基礎の開示を要求する便益がコストを上回るか。

① 業績に関する情報

② 期待されるシナジーに関する情報

回答の理由を説明されたい。我々は、これらの情報を提供するコストの可能性に関するフィードバックに特に関心がある。

ASAF 会議での議論の概要

22. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(業績が目標を満たしつつある又は満たしているかどうかの記述)

- (1) 前提として、業績及び期待されるシナジーに関する情報について、財務諸表において開示を要求するという提案自体に賛成しない。仮に当該開示を要求する場合には、業績が目標を満たしつつあるかについての記述の開示を要求することに必ずしも反対しない。しかし、監査人からは、当該記述の合理性を監査することは極めて困難であるとの意見が聞かれた。また、目標と実際の業績が各年度で開示されることから、利用者は目標の達成度に関する自身の見解を形成することが可能であると考えられ、当該記述が有用となる場面は限定的であると考えられる。このため、目標が開示されていない場合や予期していなかった事象によって企業に負の影響がある場合などに限定して当該記述の開示を要求することが有用であるとする。(ASBJ)
- (2) 当該記述の便益はコストを上回らないと考えられる。企業結合の実施時点において長期的な目標しか設けられておらず、年次の目標が設けられていない場合には、各年度の業績が目標を満たしつつあるかどうかを評価することは困難である。懸念としては、利用者はその信頼性を判断することができないため有用性が損なわれる可能性があること、作成者にとっては多くの主観的な判断や見積りが必要となること、監査人にとっては将来予測的な情報であるため監査意見を表明することが困難となることである。
- (3) 当該記述を要求することについて前向きに評価している。目標の達成が低調な場合にのれんの減損テストに対する監査が難しくなるが、それと同じように当該記述の監査の実施も困難となる可能性があると考えられる。しかし監査可能性が否定されるほどではないと考えている。
- (4) 当該記述の開示は、達成度が順調であれば経営者の計画の裏付けとなり、達成度が低調であれば減損の兆候となり得るため、非常に有用であるとする。企業結合は綿密

な計画に基づいて実施されるため、さまざまな財務予測などの情報を作成者である企業は既に有しており、監査人はこの情報を用いて監査を実施することが可能である。

- (5) 我々の地域では、当該記述の開示を要求することに賛成する意見と反対する意見が拮抗して聞かれた。
- (6) 当該記述の開示を要求する便益がコストを上回るとは明言できない。
- (7) 当該記述の開示を要求する便益とコストの分析は、さらに多くの追加調査をしない限り明言できないが、本プロジェクトの進展に伴い、我々の法域では、当該記述の便益がコストを上回ると考えることは難しいという見解が強くなってきている。
- (8) 利用者は当該記述の開示を強く要望しており有用であると考えられるが、実際の企業結合における目標は、本公開草案の設例のように単純ではなく、IFRS 会計基準で定義されていない指標や市場シェアであることが多いため、内部統制の整備などにコストがかかることとなる。このようなコストは、財務諸表の外において当該記述を開示する場合に著しく低減すると考えられる。なお、利用者は財務諸表の内外いずれにおいて開示されるべきかについて特段の選好はない。
- (9) ((7)及び(8)の発言に関して) 我々の法域の作成者及び利用者の観点からも同様の意見が聞かれた。
- (10) 業績が目標を満たしつつあるという開示は、間接的に将来の業績を予想するものであると考えられ、監査人が当該記述の合理性について監査意見を表明することは極めて困難であり、監査に対する期待ギャップが生じる可能性がある。
- (11) 本公開草案の設例のような単純な状況であれば監査は可能であると考えられるが、例えば、複数の目標が設けられている場合において、一部の目標は達成したが残りの目標が未達成となった場合にどのような記述が許容されるのか、また目標の達成とは何を意味するのかという疑問が生じる。
- (12) ((11)の発言に関して) 複数の目標が設けられている場合に、単一の総合的な記述に集約して達成度を開示することが利用者にとって有用であるとは言い切れない。
- (13) 財務諸表において当該記述の開示を要求することは、将来予測的な情報に対する監査が求められることとなり、のれんの減損テストについての監査よりもハードルが高いと考えられる。このため、開示を要求する便益がコストを上回るとは言い切れず、提案の見直しが必要であると考えられる。

- (14) 当該記述は経営者による見解を示すものであり、監査の実施が困難な領域であるため、「経営者による説明 (Management Commentary)」に含めるべきであると考え。
- (15) ((14)の発言に関して)「経営者による説明」を監査対象としている法域も存在する。
(IASB Barckow 議長)
- (16) ((15)の発言に関して) 我々の法域では、「経営者による説明」に将来予測情報が含まれており、監査対象とされている。マネジメント・アプローチであることを前提として、監査人は、予測の精度の良否を評価するわけではなく、開示される予測情報が企業内部で経営者などに用いられているものであるという事実を確認するのみであり、監査の実施は困難ではない。ただし、この予測情報と減損テスト等に用いられている仮定等との整合性については監査上の重要なポイントである。
- (17) 当年度の業績が目標を満たしつつあるとは言えないと記述した場合に、財務諸表における他の表示及び開示とのつながりがどの程度求められるかという疑問が生じる。例えば、翌年度以降に目標を満たす可能性があるにもかかわらず、のれんの減損損失を直ちに認識すべきであるかどうかなど、財務諸表全体にどのような影響を及ぼすかという論点が生じ得る。
- (18) 企業結合は、戦略的に複数の事業を組み合わせたシナジーを狙って行われることが多いと考えられるが、その目標及び業績を個々の企業結合に帰属する形に配分するというアプローチが適切であるかどうか、疑問が残る。
- (19) 目標の期間と財務諸表の会計期間が異なる場合があると考えられ、そのような場合には監査及び経営者による評価にコストがかかると考えられる。また、監査人の意見表明の対象について、IASB は国際監査・保証基準審議会 (IAASB) と協議してはどうかとの意見が聞かれた。

(期待されるシナジーに関する情報の開示を要求する企業結合の範囲)

のれんを認識した企業結合への限 の要否

- (20) バーゲン・パーチェスの企業結合においてシナジーが期待される可能性は低いと考えられるため、のれんを認識した企業結合に限定するという提案に賛成する。さらに、次の質問にあるとおり母集団を戦略的な企業結合に限定するのであれば、のれんを認識しない企業結合は少ないと考える。(ASBJ)
- (21) 期待されるシナジーによってのれんが構成される場合に限定されるべきであると考え。これにより、開示が基本財務諸表に認識された表示科目とのつながりを明確に

示す手段となる。

(22) 理論的にはバーゲン・パーチェスであってもシナジー効果が存在する可能性はあるが、バーゲン・パーチェスの企業結合は比較的少ないため、のれんを認識する企業結合に限定するという提案に重大な懸念はない。

(23) 我々の地域のほとんどのメンバーは、のれんを認識した企業結合に限定するという提案を支持している。

(24) のれんが認識されない企業結合であってもシナジーは期待され得るため、のれんを認識した企業結合に限定するという提案には反対する。

(25) 限定する判断規準としてののれんのみに着目するのではなく、プレミアムを支払ったことにより認識される無形資産全体に着目すべきであると考ええる。

戦略的な企業結合への限定の要否

(26) 戦略的な企業結合に限定することを支持する。これは、企業結合の対価を決定する際に期待されるシナジーを考慮した場合に限って開示を求めるという 2025 年 10 月に IASB ボード会議で議論されたマネジメント・アプローチの考え方と整合的であるためである。また、期待されるシナジーに関する情報の開示に対する実務上の懸念が寄せられる中で、その限定をのれんを認識した企業結合に限定することと合わせて行うことにより、コストと便益のバランスを図ることができると考える。(ASBJ)

(27) 戦略的な企業結合に限定することを支持する。

(28) シナジーが戦略的な企業結合の主要な目的に関連する場合やのれんの重要な部分となる場合に限定することで、開示が十分に正当化されると考える。

(29) 戦略的な企業結合に限定すべきであるとする意見と限定すべきではないとする意見の両方が聞かれたが、財務諸表における情報過多のおそれやコストの観点から、戦略的な企業結合に限定すべきであるとする意見がより多く聞かれた。

(30) 第一義的には期待されるシナジーに関する定量的な情報は「経営者による説明」において開示すべきであると考えるが、次善の案としては戦略的な企業結合に限定して財務諸表において開示することを支持する。

(31) まずは「戦略的な企業結合」に限定して開示し、コストと便益を踏まえて対象範囲の拡大を検討するという進め方が適切であると考ええる。

(32) 戦略的な企業結合に限定せず、重要性のある企業結合のすべてに開示を求めるべきであるとする。

(33) 戦略的な企業結合に限定した場合、小規模な企業結合を多数実施する企業と、単一の大規模な企業結合を行う企業との開示が異なってしまうことを懸念する。

個別に重要性のない企業結合の合算開示の要否

(34) 個別に重要性のない企業結合に関して合算して開示を要求する必要はないと考える。

(35) 個別に重要性のない企業結合はシナジーを算定していない場合もあると考えられるため、合算したシナジーを説明することが困難となることを懸念する。

(36) 相互に関連しない複数の小規模の企業結合に期待されるシナジーが合算されることにより有用性や関連性が損なわれるおそれやコストが生じるため、個別に重要性のない企業結合に関して合算して開示を要求する必要はないと考える。

(37) 我々の地域のほとんどのメンバーからは、個別に重要性のない企業結合に関して合算して開示を要求する必要はないとの意見が聞かれた。一方で、複数回に分けて企業結合を行うことで開示の回避につながる可能性があることから、それを防ぐために、合算して開示を要求することが有益になるとの意見も聞かれた。

(業績及び期待されるシナジーに関する情報の作成基礎の開示)

(38) 作成基礎の開示を要求することについて、反対はしない。作成基礎が開示されなければ、開示される業績及び期待されるシナジーに関する情報を利用者が十分に理解又は分析することができないため、作成基礎の開示が明示的に要求されていない場合であっても、補足として一定の作成基礎は作成者によって自発的に開示されることも期待できる。ただし、作成基礎の開示に商業上の機密が含まれる可能性があることが懸念されるため、留意が必要である。(ASBJ)

(39) 作成基礎の開示を要求することに賛成する。

(40) 作成基礎が開示されない場合、開示される業績及び期待されるシナジーに関する情報の有用性がないと考えられる。このため、パッケージとして開示を要求する提案を進める場合は、作成基礎の開示を要求することは不可欠であるとする。

(41) 利用者及び作成者の双方から、作成基礎の開示には便益があるとの声が聞かれた。IFRS 会計基準で定義されていない指標等を用いて目標を設定した場合などにおいて

は、測定方法などを開示することは重要であるとする。

(42) 業績及び期待されるシナジーに関する情報について、経営者の視点で算定方法及び根拠が説明されることは重要であり、これは利用者にとって有用である。

(43) 開示の理解可能性及び財務報告の透明性が向上し、監査人にとっては開示を検証するための情報が提供され監査リスクの低減に資するという便益が考えられる。一方、作成基礎については、作成者である企業は既に情報を有しているため、情報を収集するための追加コストは生じないと考えられる。このため、作成基礎の開示を要求する便益はコストを上回ると考える。

(44) 作成基礎の開示は、作成者からはコストは合理的な範囲に収まるという声が聞かれ、利用者及び監査人からは有用であるという声が聞かれた。

(45) 便益がコストを上回るかについては明言できない。

(46) 作成基礎の開示を要求するコストは、許容される範囲内に収まると考えられる。

(47) 作成基礎の開示が監査に対する期待ギャップを本質的に解決するものではないことには留意が必要である。

(48) 監査可能性の懸念をどの程度緩和し得るかを把握することが重要であると考え、これについて監査人に意見を聞くとしている IASB スタッフの方針を支持する。

(49) 作成基礎の開示は機能するかもしれないが、2点コメントがある。1つ目は開示場所の問題であり、少なくとも我々の法域におけるマネジメント・レポートと一部重複する。2つ目は、運用のための具体的な設定方法であり、現時点では作成基礎として開示を求める事項が定性的で曖昧である。多くの開示が定型的な表現となることが懸念されるほか、例えば、IFRS 会計基準で定義されていない指標が用いられている場合は調整表の開示を求めるべきかどうかなど、IFRS 第18号におけるMPMと同様の論点が生じる可能性がある。

(50) 「作成基礎 (Basis of preparation)」という用語について、主に作成者及び利用者には十分に浸透していないため、説明を設ける必要があると考える。

(51) 作成基礎の開示を適度に限定するため、ガイドラインを設けることが有用であるとする。

(その他)

- (52)期待されるシナジーに関する情報の開示について、現行の IFRS 第 3 号において既に定性的な説明の開示は要求されており、本プロジェクトでは、これに追加して定量的な開示を要求することを提案していることをご認識いただきたい。(IASB 理事)
- (53) ((52)の発言に関して) 定量的な開示を追加することは有用であると考ええる。
- (54) 今回の開示に関する質問は、本プロジェクトが価値ある開示を提供し得るのかという疑問を顕在化していると考ええる。
- (55) 「重要性のある企業結合」の定義を設けることにより、作成者及び監査人にとって、会計基準の適用及び監査の実施を円滑なものとする可以考虑。

VIII. IASB の優先度決定フレームワーク

議題の概要

23. IASB は、5 年ごとのアジェンダ協議を通じて実施する包括的な優先度決定の間に行われる個別のテクニカル・プロジェクトの優先度決定を促進するために、優先度決定フレームワークを開発している。本セッションでは、IASB の優先度決定フレームワークの概要が紹介され、ASAF メンバーからの質問又はコメントが求められた。

ASAF 会議での議論の概要

24. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 優先度決定フレームワークの内容は合理的であり、内容に賛成する。(ASBJ 他)
- (2) 優先度決定フレームワークを作成し、優先度の決定についての透明性や一貫性をもたらすことを歓迎する。
- (3) アジェンダ協議を基礎としたうえで、アジェンダ協議の間に特定のプロジェクトを作業計画に追加する際に、優先度決定フレームワークを活用することに同意する。
(ASBJ)
- (4) 我々の法域の多数の利害関係者は、第 4 次アジェンダ協議が完了するまでは IASB は現在取り組んでいるプロジェクトに集中すべきと考えている。特に、IFRS 第 16 号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」という。)の適用後レビューに集中し、寄せられた多くのコメントに対応すべきという意見も複数あった。(ASBJ)
- (5) ((4)の発言に関して)適用後レビューのコメントをアジェンダとして取り上げるかについても優先度決定フレームワークの範疇である。また、リソースを既存のプロジェクトに追加しても、必ずしもプロジェクトの進捗が速くなるわけではないと考える。
(IASB Barckow 議長)
- (6) どのようなプロジェクトを緊急と判断するか、及びその根拠を明確化することが優先度決定フレームワークを運用する上で役に立つと考える。
- (7) これ以上基準設定を進めることが難しいプロジェクトや、基準設定による解決方法がないことが明らかとなったプロジェクトの中止について、優先度決定フレームワークにおいて明示することを検討していただきたい。
- (8) 優先度決定フレームワークによって、IASB が狭い範囲の対応に陥ってしまう可能性

があることを懸念する。この点、IASB が原則主義の基準設定を行うのか狭い範囲の修正を行うのかを確実に検討できるように、優先度決定フレームワークにおいて原則主義の基準設定を考慮することを明示的に記載してはどうか。

- (9) ((8)の発言に関して) リソースが制約になるかもしれないが、より重要なプロセスであるアジェンダ協議の間に取り組むプロジェクトの範囲をどのように検討するか優先度決定フレームワークに記載することは有益であると考える。
- (10) 優先度の決定において受領したコメントの数などの定量的な要素を加えることにより、優先度決定フレームワークの適用による透明性が改善すると考える。
- (11) スコアリングはプロジェクトの評価に機能しないと考えられるため、定量的に優先度を順位付けするのではなく、定性的にプロジェクトを評価する方がよいと考える。
- (12) IFRS 会計基準を適用している大企業ではない企業が持続的に IFRS 会計基準を適用できるように、利用者のニーズと作成者のコストとのバランスを取るようにはしていただきたい。
- (13) 「戦略的な優先度」の意味の明確化を推奨する。また、プロジェクトの間での整合性や一貫性についてより強調することを推奨する。
- (14) 重大な影響があり、広がりのある論点については、入念に検討するために時間を要することがある。このため、広範性及び影響といった考慮事項と、時間的制約といった考慮事項とは異なる方向の議論となると考える。この点、重大な影響があることが必ずしも迅速なプロジェクトや解決策につながるわけではないことについて、追加の説明が必要であると考える。
- (15) IASB のリソースが不足する場合、会計基準の設定を望む利害関係者が基準設定に積極的に参加し、リソースを提供することになると考える。
- (16) 我々の地域では、あるプロジェクトを他のプロジェクトに対して優先度が高いと決定する際に、テクニカルな考慮事項とオペレーショナルな考慮事項とのバランスをどのように一貫して重みづけするのか等の透明性に関する懸念があった。この点、優先度決定のプロセスの透明性を高めるために、IASB は優先度決定フレームワークの考慮事項の重みづけを説明するための仕組みや原則を導入してはどうかという提案があった。
- (17) 優先度の決定は機械的なものではないため、決定の理由を説明することが重要であ

り、優先度決定フレームワークはその役割を果たすと考える。

(18)我々の地域では、排出物価格設定メカニズム（以下「PPM」という。）の優先度が高いと認識されている。この点、潜在的なプロジェクトのうちどれに取り組むかはリソースの空き具合や能力によることが示唆されているものの、利用可能なスタッフはいるが、PPMに対応する能力を有していないというような議論は望ましくないと考える。

(19)2025年10月のIASBボード会議において作業計画に追加された、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS第28号」という。）の公正価値オプションについてのプロジェクトが、2025年11月のIASBボード会議において議論した潜在的なプロジェクトより優先度が高いと判断した理由の理解が難しい。

(20)（(19)の発言に関して）IAS第28号の公正価値オプションについてのプロジェクトは、2027年のIFRS第18号の発効に関連するため、緊急性があると考えている。しかし、IASBがこの点をより明確化し、当論点を取り扱う根拠を示すことができたという点は認識した。（IASB Barckow 議長）

IX. 共通支配下の企業結合に関する OIC のプロジェクト

議題の概要

25. イタリア会計基準設定主体（OIC）が進める共通支配下の企業結合に関するプロジェクトについて発表がなされるとともに、他の法域での会計実務を理解するため ASAF メンバーからの情報提供が要請された。
26. 本セクションにおける、ASAF メンバーに対する質問は次のとおりである。
- (1) IFRS 会計基準における共通支配下の企業結合の会計処理に関する各法域の実務はどのようなものか。
 - (2) 取得法が簿価法に比してより有用な情報を提供するのとはどのような場合か。
 - (3) 各法域において経済的実質をどのように評価しているか。
 - (4) 取得法を適用するか簿価法を適用するかを決定する際に、各法域において特定の指標（非支配株主への影響、対価のすべてが現金であるか及び株式公開に関連する取引であるかどうか）は関連性があるか。

ASAF 会議での議論の概要

27. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の法域では、経済的実質を有する場合のみ取得法が適用される。経済的実質は移転された事業のキャッシュ・フローに基づき判断し、取引の前後でキャッシュ・フローに変化がある場合には経済的実質があると判断する。この検証は容易ではなく、実務的にはほとんどの共通支配下の企業結合が簿価法で会計処理されている。
- (2) 我々の地域では、共通支配下の企業結合と資本再編成の区別に関して、以前の英国の Statements of Standard Accounting Practice のガイダンスを使用し、いずれも帳簿価額を使用している。共通支配下の企業結合では最も高いレベルの連結財務諸表の帳簿価額を使用するが、資本再編成では個別財務諸表の帳簿価額を使用している。
- (3) 我々の法域では、家族経営の企業や政府機関が所有するコングロマリットなど共通支配下の取引が多くみられ、帳簿価額で会計処理することとしている。共通支配下においては、経済的実質を正当化することは非常に困難かほとんど不可能であると考えている。

- (4) 我々の法域では、様々な企業結合が存在することからどのように会計処理するかは非常に難しい問題である。しかしながら、ほとんどの共通支配下の企業結合では帳簿価額が使用されており、非支配株主持分が関連する場合には取得法が適用されている。
- (5) 我々の法域の会計基準は非常にシンプルであり、取得法を適用することになっている。稀な場合であるが、帳簿価額で認識することを選択することができる一部の非資金取引が含まれるような場合には、この限りではない。
- (6) 我々の地域では、多くの法域において基本的に会計方針の選択とされている。非支配株主が存在する場合には、公正価値の要素が用いられる傾向にある。
- (7) 我々の法域では、完全所有の企業グループにおける共通支配下の取引は通常、帳簿価額を使用して会計処理される。帳簿価額の範囲は状況や事実パターン及び経済的実質に基づいて決定される。取得法を使用するのは何らかの障害がある場合に限られ、主に情報にアクセスすることができない非支配株主が存在する場合である。現金対価については考慮すべき指標とは必ずしも考えられていない。
- (8) 我々の法域では、共通支配下におけるすべての企業結合について、簿価法を使用することが要求されている。我々は、共通支配下の企業結合の経済的実質は、グループ内のリスク分担と資源配分であり、帳簿価格による測定がより有用な情報を提供できると考えている。非支配株主への影響の有無は株主構造に関連するものであり、対価の全額が現金であるか否かは支払方式に関連するものであるが、いずれも経済的実質に影響を及ぼすものではないと考えている。
- (9) 我々の地域のうち、少数の法域では共通支配下の取引に対して簿価法を適用する原則を定めたガイダンスを発行しているが、ほとんどの法域ではそのようなものはなく、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項に基づいた会計方針を策定している。共通支配下の取引の大部分が簿価法で会計処理されている法域もあれば、取引が非支配株主に実質的な影響を与える場合にのみ取得法を適用している法域もある。また、非支配株主の関与に関する指標に加えて、共通支配下の取引が新規株式公開（IPO）や第三者への戦略的な売却を直接意図して行われたものであるか、公正価値での取引であるのかといった観点を考慮している法域もある。
- (10) 我々の法域では IFRS に基づく特定のガイダンスはないが、民法と税法でも共通支配下の取引を取り扱っており、複雑な状況となっている。現地の会計基準及び税法の下では、帳簿価額を使用することが一般的であるが、取引される資産の種類や取得企業及び被取得企業の法的形態に依存するため非常に複雑である。企業は税金負担の軽減

のため、基本的に可能な限り帳簿価額を使用する傾向がある。

- (11) 我々の法域では、規制当局が以前に発行した通達により、取引に経済的実質が存在しない限り簿価法を採用することが表明されている。また、大半の場合、経済的実質は存在しないとされている。歴史的に現地の会計基準の関連ガイダンスの中で所有権の20%の変動が経済的実質の変化を示す指標とされており、黙示的に使用されているため、間接的に非支配株主持分が考慮されている。
- (12) IASB が以前に実施した共通支配下の取引に関するプロジェクトの過程において、財務諸表利用者からは何が起こったのかが分かれば会計処理の不統一は著しい影響を及ぼさないという意見が聞かれた。プロジェクトを中止することになった大きな理由は財務諸表利用者からの強い要望がなかったためである。(IASB スタッフ)
- (13) IPO に関して個人的な経験では、非常にうまく確立された実務があり、四大会計事務所のマニュアルや解釈においても差異は見られない。(IASB 理事)
- (14) 市場環境によっては IPO の実現が難しい場合や多くの時間を要する場合がある。したがって、IPO に関連する取引であるかどうかにより共通支配下の企業結合の会計処理を取得法か簿価法かに区分する場合、IPO の実現がほぼ確実に見込まれる場合にのみ考慮要素の1つとして認めるべきである。(IASB Barckow 議長)

X. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

28. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、2026 年 3 月 30 日及び 31 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。

29. AP9 においては、2026 年 3 月 30 日及び 31 日に開催予定の ASAF 会議の議題として以下が提案されている。

- (1) 引当金一時的を絞った改善
- (2) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
- (3) 持分法
- (4) IFRS 第 16 号の適用後レビュー

ASAF 会議での議論の概要

30. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 持分法における取得関連コストについて、前回 10 月の ASAF 会議においては第 2 案（関連会社の原価の一部として認識）寄りのコンセンサスがあったと記憶しているが、IASB ボード会議においては第 1 案（発生時に費用として認識）を採用したと理解している。この点について、その根拠が何だったのかを確認したい。また、ASAF 会議においてコンセンサスがある論点に対し、IASB ボード会議が異なる判断をした場合には、ASAF 会議に報告すべきと考える。（ASBJ）
- (2) AP9 で提案されている項目に加えて、公正価値オプションの修正とリスク軽減会計のプロジェクトについても 3 月の ASAF 会議の議題としたい。（IASB スタッフ）
- (3) 我々の地域内の職業会計士団体のキャッシュ・フローに関する作業部会より、3 月の ASAF 会議において発表したいとの要請がある。
- (4) デュー・プロセス・ハンドブックの再審議の状況をアップデートしていただきたい。また、アジェンダ協議については、いつ ASAF 会議において議論する予定か確認したい。
- (5) （(4)の発言に関して）春にデュー・プロセス・ハンドブックの改訂版を公表することを検討しており、ASAF 会議において議論できるように努めている。アジェンダ協

議については、IASB 及び ISSB が 2026 年第 4 四半期に同時のアジェンダ協議の検討を開始するため、2026 年中の ASAF 会議において議論するのは時期尚早である。(IASB Barckow 議長)

- (6) ASAF 会議の AP は、質問に焦点を絞った、要点を押さえたものとしていただきたい。会議の目的が異なるので、IASB ボード会議で検討されなかった利害関係者からのすべての提案を含める必要はなく、IASB スタッフが何を提案し、どう考えているかを関係者が知ることが重要である。

以 上